

小川逸朗行政書士事務所

警備業務新任教育

基本教育

警備員の資質の向上

警備員指導教育責任者 小川 逸朗

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

1 警備業法（警備業者等の責務） 第21条

第1項

警備業者及び警備員は、警備業務を適正に行うようにするため、警備業務に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

1 警備業法（警備業者等の責務） 第21条

第2項

警備業者は、その警備員に対し、警備業務を適正に実施させるため、この章の規定によるほか、内閣府令で定めるところにより教育を行うとともに、必要な指導及び監督をしなければならない。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

(1) 知識及び能力の向上

本条第1項は、警備業者及び警備員の努力義務を定めたものである。

警備業務は、人の生命、身体、財産等を守ることを主な内容とする業務である。警備員は、警備業務の実施に伴って発生する様々な事象に対し、適法かつ妥当で臨機応変な対応を要求されるが、このような対応をとつた判断で的確にできるようにするためには、警備業務に関する一定水準以上の専門的な知識及び能力が必要である。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

(2) 教育及び指導、監督の義務

本条第2項は、警備業者がその警備員に対し、専門的な教育と必要な指導及び監督を行う義務があることを明らかにしたものである。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

特に、警備員に対する教育及び指導、監督の義務を警備業者に課すこととしたのは、警備業務の性格上、これに直接従事する警備員は、専門的な知識及び能力を保持する必要があるだけでなく、警備業者の特別な注意義務に基づく指導、監督の下に業務を行わせる必要性があるからである。

警備員教育については、警備業法施行規則第38条で詳細に定められているが、その概略は、次のとおりである

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

ア 警備員教育には、

基本教育と業務別教育並びに必要なに応じて行う警備業務に関する知識及び技能の向上のための教育があり、基本教育と業務別教育については新たに警備業務に従事させようとする警備員に対する教育(新任教育)と、現に警備業務に従事させている警備員に対する教育(現任教育)とに区分されている。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

イ 新任教育は、当該警備員が警備業務に従事するまでに、基本教育及び業務別教育、計20時間以上の教育が必要とされている。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

ウ 現任教育は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの教育期において、それぞれ基本教育及び業務別教育、計10時間以上の教育が必要とされている。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

エ 新任教育及び現任教育については、教育を受ける者の警備員検定資格保有状況等によって、教育時間の減免措置が定められている。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

2 部下指導上の留意点 ①

交通誘導警備業務に従事する警備員は、他の業務と比較すると経験の浅い者や高齢者、一時的な職としている者も少なからず見受けられる。したがって、部下を適切に指導するためには、それぞれの経験、能力、技術のレベルに即した明確な指示と適切なアドバイスを行うことが必要である。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

2 部下指導上の留意点 ②

しかし、現場における実地指導やアドバイスには自ずから限界はあり、ましてや、指導者自身が固定ポストに就いている場合には、十分な指導は望めない。

また、中には指導やアドバイスを行ったにもかかわらず、その指導に従わない者や十分理解できない者もいるが、部下の指導が適切に行われないことによって、不適切な警備業務の誘因となることが十分考えられる。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

2 部下指導上の留意点 ③

よって、このことに特段の留意をし、業務上現場において指導が適切に行えない場合は、新たに指導する者の派遣依頼を行うことや、それができない場合は、配置替えを行うことについても意見具申をすることが必要である。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

2 部下指導上の留意点 ④

また、中には指導やアドバイスをを行ったにもかかわらず、その指導に従わない者や十分理解できない者もいるが、部下の指導が適切に行われないことによって、不適切な警備業務の誘因となることが十分考えられることに特段の留意をしなければならない。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

2 部下指導上の留意点 ⑤

業務上現場において指導が適切に行えない場合は、新たに指導する者の派遣依頼を行うことや、それができない場合は、配置替えを行うことについても意見具申をすることが必要である。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

2 部下指導上の留意点 ⑥

更に、現場の指導者となった者は、相手の年齢、性別、経験年数、理解力等に適した指導方法び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして警備員等の検定等に関する規則で定められている

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

2 部下指導上の留意点 ⑦

特に、特定の種別の警備業務については、本条で定める検定（警備検定）に合格し、合格証明書の交付を受けた警備員を配置しなければならないこととされている。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

この検定制度によって、当該警備業務に関する知識及び能力に優れた警備員が当該警備業務を実施することとなり、必然的により高度な警備業務の提供が期待できることになる。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

他方、警備員がこの制度を利用することによって、自分が警備員としていかなるレベルにあるかを知ることができるとともに、合格した場合には、会社の内外における高い評価を得ることもできる。

1 警備員の教育及び指導、監督に関する制度の概要

また、警備員が検定に合格することを目指して精進努力することは、警備員全体の資質の向上をもたらし、警備業務の適正な実施と警備業の発展に資することができる。

したがって、警備員は資格者配置の有無にかかわらず積極的にこの制度を利用し、自己の研鑽に役立てなければならない。

警備員の現場実地指導要領

現場における実地指導上の基本的な留意事項は、次のとおり

①指導はマンツーマンで実施し、相手の身になって根気よく丁寧に行う。

②工事や作業に影響のない場所や時間帯を選んで実施する。

③未経験者には、誘導量が極力少なく、比較的誘導しやすい現場や配置場所を選定して行う。

警備員の現場実地指導要領

現場における実地指導上の基本的な留意事項は、次のとおり

- ④ 未経験者や経験の浅い者の誘導位置の選定や合図、誘導方法が不適切な場合には、どのような危険が生じるかをしっかり認識させ、基本を徹底的に習得させるとともに、契約先、通行者に対する礼節の必要性についても十分認識させる

警備員の現場実地指導要領

現場における実地指導上の基本的な留意事項は、次のとおり

⑤経験者に対しては、合図や誘導方法の粗雑さ、礼節の欠如などについても観察し、慣れから生じるおごりや過信といったところが見られれば、矯正指導を実施する。

⑥指導結果については、警備員指導教育責任者に必ず報告する。